

奈良県告示第百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、辨之庄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年七月十二日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	小山 泰敏	葛城市辨之庄三〇九
〃	和田 善弘	〃 〃 三一六
〃	弓場 祥司	〃 〃 三二一
〃	田仲 清高	〃 〃 二八九
〃	小山 廣隆	〃 〃 一七五―三
〃	杉村 正純	〃 〃 二六三―一
〃	寺本 誠吾	〃 〃 二六九
監事	坂田 嘉嗣	〃 〃 二八三
〃	坂田 正吉	〃 〃 二七三
〃	三原 徹	〃 南道穂二二七―一

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	杉村 正純	葛城市辨之庄二六三―一
〃	弓場 祥司	〃 〃 三二一
〃	寺本 誠吾	〃 〃 二六九
〃	小山 泰敏	〃 〃 三〇九
〃	西川 伸司	〃 〃 二四六―三
〃	森田 充彦	〃 〃 三四一
〃	本條 博	〃 〃 一〇二―四
監事	坂田 正吉	〃 〃 二七三
〃	和田 善弘	〃 〃 三一六
〃	三原 徹	〃 南道穂二二七―一